

第2章 上位・関連計画の関係性

本計画は、上位・関連計画である国・北海道の公共交通に係る法律や指針の他、各町が策定しているまちづくりに関する計画と整合性を図りながら策定します。

2-1 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（令和2年11月27日改正）

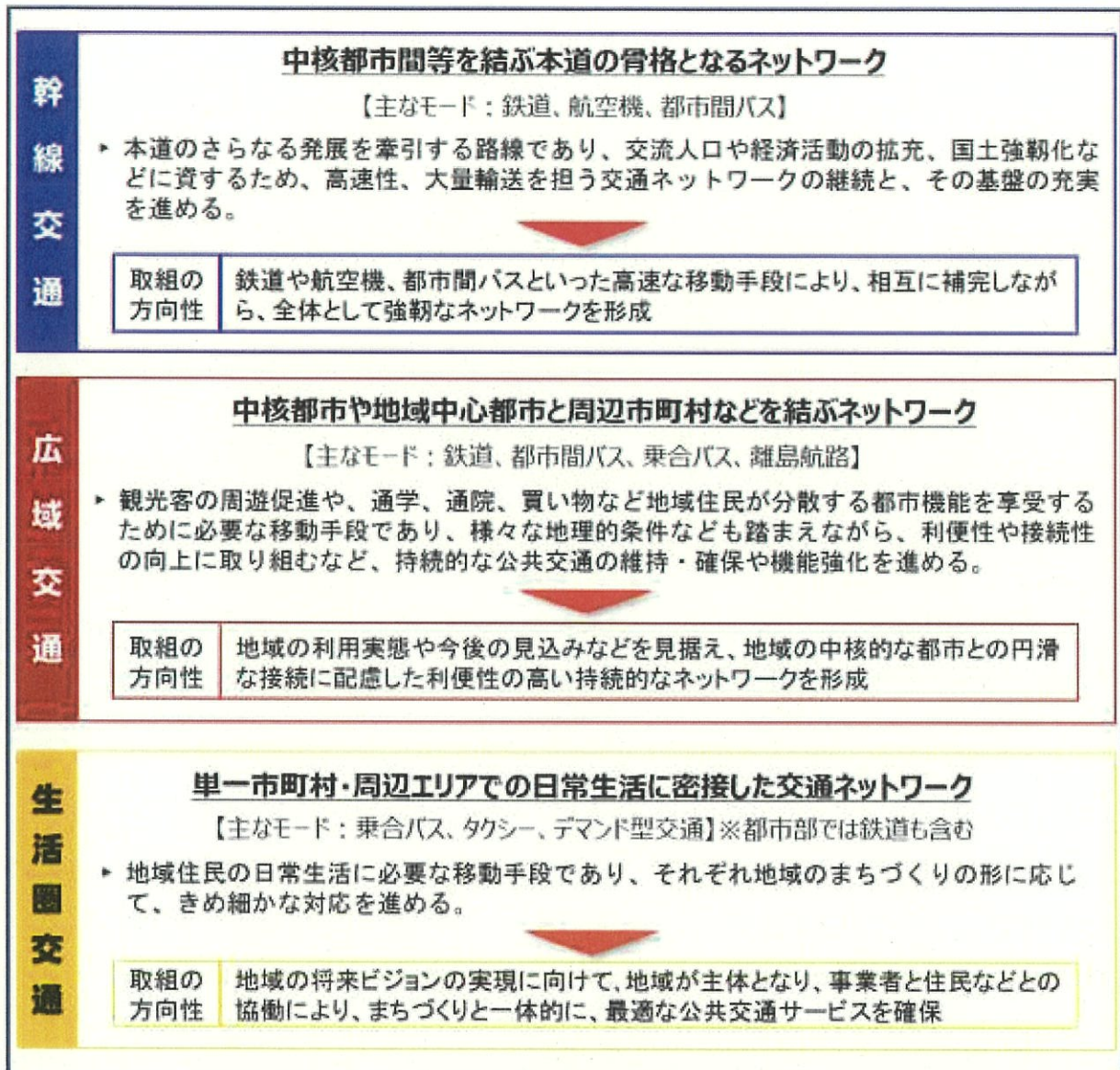
法の目的	地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資するよう地域公共交通の活性化及び再生のための地域における主体的な取組及び創意工夫を推進し、個性豊かな活力に満ちた地域社会の実現に寄与することが目的
法の概要	<p>(1)地域が自らデザインする地域の交通</p> <p>○地方公共団体による「地域公共交通計画」（マスタープラン）の作成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「地域公共交通計画」（マスタープラン）の作成を努力義務化 ・従来の公共交通サービスに加え、地域の多様な輸送資源（自家用有償旅客運送、福祉有償運送、スクールバス等）も計画に位置付け ・定量的な目標（利用者数、収支等）の設定、毎年度の評価等 <p>○地域における協議の促進</p> <p>(2)地域の移動ニーズにきめ細かく対応できるメニューの充実</p> <p>○輸送資源の総動員による移動手段の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・維持が困難となったバス路線等について、多様な選択肢を検討・協議し、地域に最適な旅客運送サービスを継続 ・過疎地等で市町村等が行う自家用有償旅客運送の実施の円滑化 <p>○既存の公共交通サービスの改善の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者目線による路線・ダイヤの改善、運賃の設定等を促進

2-2 上位計画の整理

計画名・年次	計画内容
<p>○北海道総合計画 -平成 28 年度から令和 7 年度</p>	<p>■地域で互いに支え合うまちづくりの推進 ○買い物支援や安否確認のモデルの幅広い発信 ○日常生活に必要不可欠な生活交通の確保 ○街並み・景観への配慮や脱炭素化、エネルギーの地産地消、資源の域内循環などの取組との連携 ■個性と魅力を活かし様々な連携で進める地域づくり ○広域連携を支える交通・情報ネットワークの形成 ■連携と交通を支える総合的な交通ネットワークの形成 ○鉄道、航空路、航路といった基幹的な交通ネットワークや交通基盤の充実 ○高規格道路の整備 ○高速交通体系の形成促進 ○幹線やラストワンマイルでの共同輸送などの物流効率化の促進 ○交通・物流を担う人材の確保・育成 ○道路網や都市内交通環境の充実 ○国をはじめ市町村や交通事業者等と緊密に連携し、地域の実情に応じた公共交通ネットワークの構築 ○感染症対策を取り入れた移動における感染リスクの低減 ○公共交通機関の安全性や感染症対策の状況を正確に利用者に伝達 ○交通インフラ整備と自動運転やMa a S等との連動 ○交通事業者をはじめとする幅広い関係者が相互に連携・協力できる環境を整備</p>
<p>○北海道交通政策総合指針 -平成 30 年度から令和 12 年度</p>	<p>■シームレス交通戦略 ○交通インフラとデジタルサービスが連動した利便性の向上 ○公共交通の利用定着に向けた地域全体の意識改革 ■地域を支える人・モノ輸送戦略 ○地域における最適な交通モードの検討 ■インバウンド加速化戦略 ○感染症の状況を踏まえた段階的な誘客 ○道内航空路線と空間移動手段の充実 ■ウィズコロナ戦略 ○コロナ禍で失われた交通需要の回復 ○非接触型サービスの拡大による移動の質の向上 ○社会背景・住民ニーズを踏まえたサービス持続性の確保</p>
<p>○新広域道路交通ビジョン・計画 (北海道ブロック版) -令和 3 年から概ね 20~30 年間</p>	<p>○札幌都心部における交通拠点を整備するとともに、圏域中心都市や地方部の市街地における交通結節機能の強化 ○周遊観光の促進や物流の効率化を図るため、道の駅等を活用した輸送拠点を構築 ○多様なデータの蓄積・活用による道路交通に関連する課題の解消に向けた取組の高度化 ○新たな技術とインフラ整備を連動させた交通マネジメントの高度化</p>

<p>キーワード</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・安心して暮らせるための生活支援の促進 ・強靱化の推進 ・道内交通体系の充実・強化 ・北海道型公共交通ネットワークの実現 ・地域における輸送資源を総動員 ・地域の実情を踏まえた持続可能な旅客運送サービスの確保 ・交通モード間の接続性を高めるダイヤの見直し ・道の駅等を活用した地域の輸送拠点の構築 ・地域特性を踏まえた道路交通マネジメントへの ICT 技術の活用 ・持続可能な質の高い暮らしの形成 ・道内交通体系の充実・強化 ・ストレスフリーな公共交通の実現 ・地域における最適な交通モードの検討 ・モビリティ・マネジメントの普及 ・階層的な交通結節機能の強化
--------------	--

＜北海道型公共交通ネットワークの基本イメージ＞



出典：北海道交通政策総合指針

図 2-1 北海道交通政策総合指針に示される北海道型公共交通ネットワークの基本イメージ

2-3 関連計画の整理

(1) 妹背牛町

計画名・年次	分野	計画内容
①第9次妹背牛町総合振興計画 -令和2年度から令和11年度 ②第2期妹背牛町まち・ひと・しごと創生総合戦略 -令和3年度から令和7年度	まちづくり	○公共交通の維持・確保と新たな利用システムの構築(①・②) ○将来を見据えた買い物・通院等の交通対策を検討(①) ○空知中央バス運行助成(①)
①第9次妹背牛町総合振興計画 -令和2年度から令和11年度 ②第2期妹背牛町まち・ひと・しごと創生総合戦略 -令和3年度から令和7年度 ③第9次妹背牛町高齢者保健福祉計画 -令和3年度から令和5年度	医療・福祉	○高齢者等に向けた外出支援サービスの推進(①・③) ○高齢者等の交通費助成(②・③) ○在宅障がい児通所支援交通費助成の推進(①・②・③)
①第9次妹背牛町総合振興計画 -令和2年度から令和11年度 ②第2期妹背牛町まち・ひと・しごと創生総合戦略 -令和3年度から令和7年度 ③第2期妹背牛町子ども・子育て支援事業計画 -令和2年度から令和6年度	子育て・教育	○妊婦検診通院にかかる交通費助成の支援(①・②・③) ○高校通学費等支援の推進(①・②・③) ○公共交通体系・通学用交通機関の維持・確保(①・②) ○スクールバス購入事業の推進(①) ○在宅障がい児通所支援交通費助成の推進(①・②・③)【再掲】
-①第9次妹背牛町総合振興計画 -令和2年度から令和11年度 ②第2期妹背牛町まち・ひと・しごと創生総合戦略 -令和3年度から令和7年度	観光	○広域連携による観光ルートの開発や観光促進体制の強化(①・②)

キーワード	<ul style="list-style-type: none"> ・公共交通の維持・確保 ・買い物・通院等の交通対策 ・外出にかかる経済的負担の軽減 ・通学用交通機関の維持・確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな利用システムの構築 ・外出支援サービスの推進 ・子育てに係る移動支援の充実 ・広域的連携による観光ルートの開発
-------	---	--

(2) 秩父別町

計画名・年次	分野	計画内容
①第6次秩父別町総合計画《第2次基本計画編》 -平成28年度から令和7年度 ②第2期秩父別町まち・ひと・しごと創生総合戦略 -令和2年度から令和6年度	まちづくり	○持続可能な公共交通体系の確立(①) ○地域公共交通の維持・確保(②) ○地域生活交通確保補助金の推進(②) ○高速バス利用者タクシー助成事業の推進(②) ○タクシー助成事業の推進(②) ○バス高齢者利用助成事業の推進(②) ○北空知圏域をはじめとする広域連携の推進(②)
①第6次秩父別町総合計画《第2次基本計画編》 -平成28年度から令和7年度 ②第2期秩父別町まち・ひと・しごと創生総合戦略 -令和2年度から令和6年度 ③第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 -令和3年度から令和5年度 ④秩父別町子ども子育て支援事業計画 -令和2年度から令和6年度	医療・福祉	○社会参加を促すための機会の創出及び移動手段の支援(①・③) ○高速バス利用者タクシー助成事業の実施(②・③) 【再掲】 ○タクシー助成事業の推進(②)【再掲】 ○バス高齢者利用助成事業の推進(②)【再掲】 ○在宅障がい者等施設通所費助成事業の実施(④)
①第2期秩父別町まち・ひと・しごと創生総合戦略 -令和2年度から令和6年度 ②秩父別町子ども子育て支援事業計画 -令和2年度から令和6年度	子育て・教育	○妊産婦の交通助成事業の支援(①) ○スクールバス運行事業の推進(①) ○在宅障がい者等施設通所費助成事業の実施(②)【再掲】
①第6次秩父別町総合計画《第2次基本計画編》 -平成28年度から令和7年度 ②第2期秩父別町まち・ひと・しごと創生総合戦略 -令和2年度から令和6年度	観光	○近隣市町と連携した広域観光事業を推進(①・②) ○観光メニューの開発や外国人観光客の受入体制の整備(①・②)

キーワード	<ul style="list-style-type: none"> ・ 持続可能な公共交通体系の確立 ・ 広域連携の推進 ・ 子育てに係る移動支援の充実 ・ 外国人観光客の受入体制の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域公共交通の維持・確保 ・ 社会参加を促すための移動手段 ・ 観光メニューの開発
-------	--	---

(3) 北竜町

計画名・年次	分野	計画内容
①北竜町総合計画 -令和元年度から令和10年度 ②北竜町まち・ひと・しごと創生総合戦略 -令和2年度から令和6年度 ③北竜町地域公共交通計画 -令和元年度から令和10年度	まちづくり	○町内のバス路線を確保するため、バス事業者への支援を継続(①) ○交通弱者支援として地域公共交通の充実に努める(①) ○居住地から医療・買い物等の利便性が高い市街地への移動を図る(②) ○広域公共交通の維持(③) ○北竜町運営自家用車有償運送の新設(③) ○乗合タクシー運行の維持・継続(③) ○連絡施設間運行便の維持・継続(③) ○スクールバス一般利用の廃止(③) ○デマンド交通支援プログラムの維持・活用(③)
①北竜町総合計画 -令和元年度から令和10年度 ②第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 -令和3年度から令和6年度 ③北竜町地域公共交通計画 -令和元年度から令和10年度	医療・福祉	○移動困難者を対象とした、医療機関等への移動サービス事業の支援(①・②) ○高齢者運転免許返納サポート事業の支援(①・②) ○広域連携による移動支援等の地域生活支援事業を推進(①) ○高齢者等が安全かつ円滑に移動できる交通手段を検討(②) ○高齢者運転免許証自主返納サポート事業の維持・継続(③)
①北竜町まち・ひと・しごと創生総合戦略 -令和2年度から令和6年度	子育て・教育	○妊婦健診交通費助成(①) ○高等学校等通学等助成金(①)
①北竜町総合計画 -令和元年度から令和10年度	観光	○魅力ある観光情報の発信、受け入れ体制の充実等の支援(①) ○近隣自治体等の連携により、魅力ある観光資源をネットワーク化した広域観光ルートの設定や通過型観光から滞在型観光へのシフトを推進(①)

キーワード	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町内バス路線の確保 ・ 持続可能で充実した地域公共交通の確保・維持 ・ 医療機関等への移動サービス ・ 広域連携による移動支援 ・ 地域実態に即した交通の整備 ・ 受け入れ体制の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 滞在型観光へのシフト ・ バス事業者への支援 ・ 利便性が高い市街地への移動・高齢者に向けた生活支援の充実 ・ 安全かつ円滑に移動できる交通手段 ・ 観光情報の発信 ・ 広域観光ルートの設定
-------	--	--

(4) 沼田町

計画名・年次	分野	計画内容
①沼田町第6次総合計画 -令和元年度から令和8年度 ②第2期沼田町総合戦略 -令和2年度から令和6年度	まちづくり	○乗合タクシーの積極的な活用を推進し、町内外における交通機関の確保・充実を図る(①・②) ○利用者ニーズに合った公共交通の確保(①) ○町民が安心して暮らせる交通体系網の整備(①)
①第2期沼田町総合戦略 -令和2年度から令和6年度 ②第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画 -令和3年度から令和5年度 ③第5期沼田町障がい福祉計画 -平成23年度から平成30年度 ④第2期子ども・子育て支援事業計画 -令和2年度から令和6年度	医療・福祉	○高齢者等の外出支援サービス事業の推進(①・②) ○高齢者等入院交通費助成事業の支援(①・②) ○障がい者の社会参加の促進を目的とした、外出支援や通院・通所に係る交通費助成等の単独事業展開(③) ○在宅障がい児等施設通所費補助事業の推進(④)
①第2期沼田町総合戦略 -令和2年度から令和6年度 ②第2期子ども・子育て支援事業計画 -令和2年度から令和6年度	子育て・教育	○妊産婦健康診査等受診交通費助成事業(①) ○在宅障がい児等施設通所費補助の推進(②)【再掲】
①第2期沼田町総合戦略 -令和2年度から令和6年度	観光	○外国人向けインバウンド対策事業を推進(①)

キーワード	<ul style="list-style-type: none"> ・乗合タクシーの活用 ・交通体系網の整備 ・通院等による経済的支援の充実 ・外国人向けインバウンド対策 	<ul style="list-style-type: none"> ・公共交通の確保・充実 ・高齢者等の外出支援サービス ・母子保健の充実
-------	--	---

2-4 地域公共交通計画の位置付け及び本地域における公共交通の位置付け

(1) 位置付け

本計画は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第5条第1項に規定する地域公共交通計画として策定します。また、「2-2 上位計画」及び「2-3 関連計画」の内容を踏まえた本計画の位置付けは以下のとおりです。

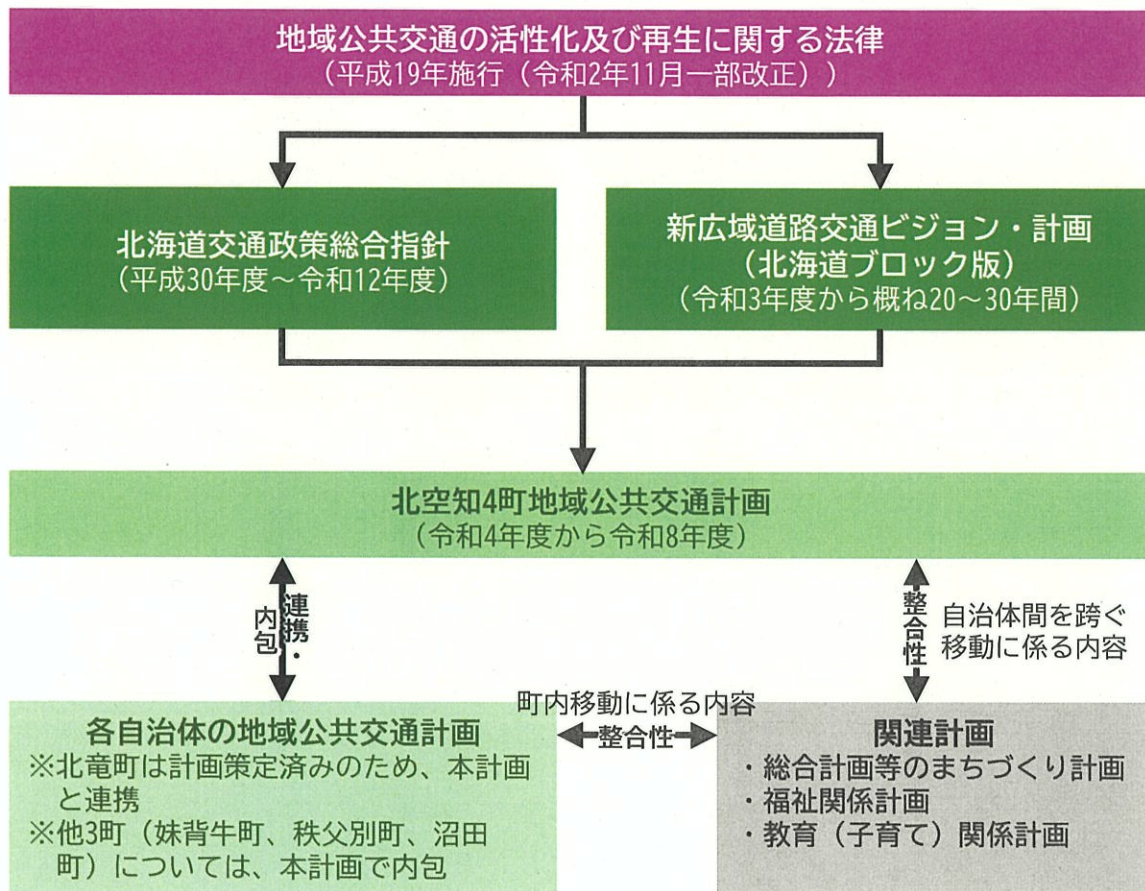
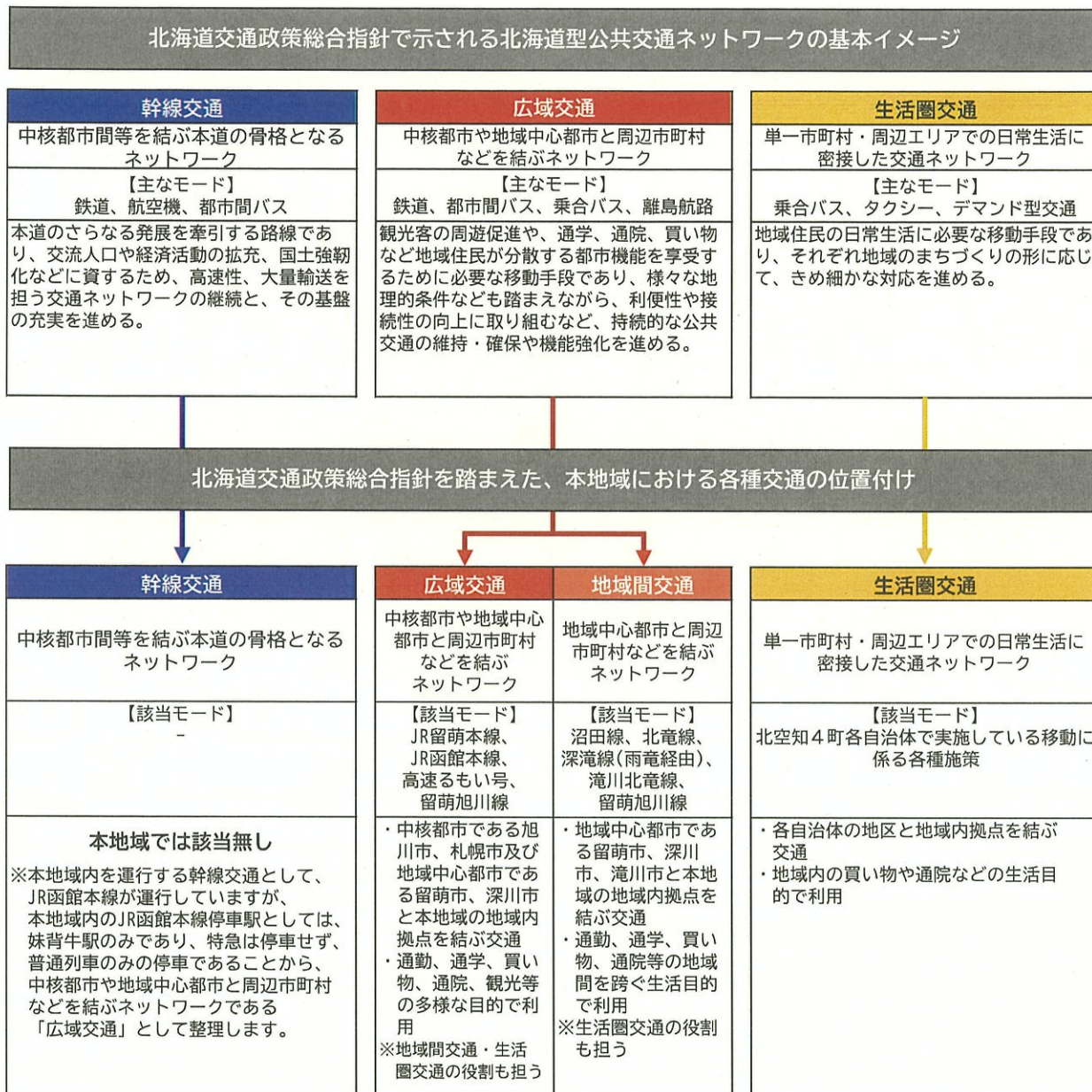


図 2-2 北空知4町地域公共交通計画の位置付け

(2) 求められる公共交通の役割を踏まえた、本地域における公共交通の位置付け

「2-2 上位計画」及び「2-3 関連計画」の内容を踏まえた本地域における公共交通の位置付け及び該当する公共交通を以下のとおりとします。



出典：一部北海道交通政策総合指針を参考

図 2-3 本地域における公共交通の位置付け